

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第47号)による 水質汚濁防止法の一部改正について

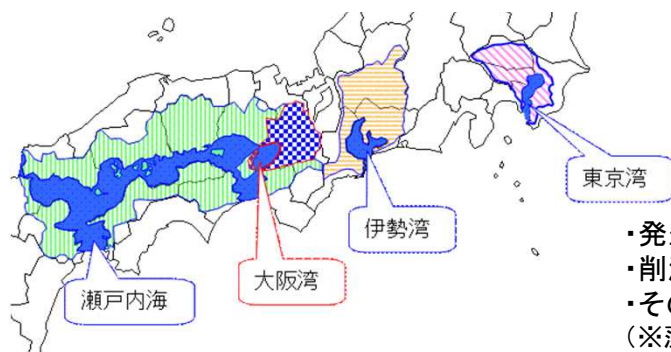
「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年12月22日閣議決定)に基づき、義務付け・枠付けの見直しの観点から、水質汚濁防止法における都道府県知事の総量削減計画の策定に係る環境大臣への同意を要する協議を、同意を要しない協議へ改正したもの。

背景

水質総量削減制度の概要

人口・産業が集中する広域的な閉鎖性海域の水質汚濁を防止するため、これら海域における汚濁負荷量(COD(化学的酸素要求量)、窒素、りん)の総量を削減する制度。

対象海域と対象地域(20都府県の関係地域)



総量削減基本方針(環境大臣)



総量削減計画(都道府県知事)

- ・発生源別(生活排水、産業排水、その他)の削減目標量
- ・削減目標量の達成方途
- ・その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項
(※藻場・干潟の保全・再生、底質改善対策等)

- ・都道府県知事が総量削減計画を定めるときは、環境大臣の同意を得なければならない
- ・環境大臣の同意の際には、公害対策会議の議を経なければならない

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)

- ・水質汚濁防止法(昭45法138)
都道府県知事の総量削減計画の策定に係る環境大臣への同意を要する協議(4条の3第3項)については、同意を要しない協議とする。

法律の概要

1. 総量削減計画の策定に係る環境大臣への協議の変更

都道府県知事による総量削減計画の策定に係る環境大臣への同意を要する協議を、同意を要しない協議に改正する(第4条の3第3項)。

2. 公害対策会議に係る手続の変更

環境大臣が協議を受けた際の公害対策会議に係る手続(同条第4項)について、同会議の「議を経なければならない」から「意見を聴かなければならない」に改める。

○施行日 平成28年5月20日(公布日施行)

(附則にて、改正法施行日までの間に都道府県知事からの協議を受け、公害対策会議の議を経ようとしている総量削減計画についての手続に関する経過措置を設定。)